

介護老人福祉施設 逗子清寿苑 「利用料金表」

(別表)

料金表の見方

※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分(4級地)の12%を乗じ、その1割、2割又は3割が自己負担金となります。

負担割合については毎年8月1日に更新される市町村発行の負担割合証に記載されてます。

※ 加算額欄の○項目に関してはすべてのご利用者に加算させていただきます。(△は要件によりどちらかを加算)

※ その他の加算額につきましては個別加算となるため請求書の「介護サービス費内訳」をご確認ください。

1. 介護サービス費

令和4年10月1日

(1) 項目	金額と単位数 (金額は小数点以下切り捨て)				
	個室(円)	個室(単位)	多床室(円)	多床室(単位)	
基本額(1日)	要介護1	¥6,039	573	¥6,039	573
	要介護2	¥6,756	641	¥6,756	641
	要介護3	¥7,504	712	¥7,504	712
	要介護4	¥8,221	780	¥8,221	780
	要介護5	¥8,927	847	¥8,927	847

(2)	加算名	円	単位	内容の説明		
加算額	○ 看護体制加算(Ⅰ)/日	¥42	4	常勤看護師を1名以上配置		
	△ 看護体制加算(Ⅱ)/日	¥84	8	常勤の看護職員を入所者25名に対し1名以上配置、24時間連絡体制の確保		
	△ 栄養マネジメント強化加算/日	¥115	11	管理栄養士を50:1以上配置し栄養管理を行う。且つLIFEへの情報の提供		
	○ 夜勤職員配置加算(Ⅲ)/日	¥168	16	夜勤体制加算(Ⅰ)+看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置		
	○ 安全対策体制加算/1回	¥210	20	安全対策部門を設け、外部研修を受けた担当者を配置等の体制を整えた場合入所時に1回算定		
	▲ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月	¥421	40	利用者の心身の状況をLIFEへ提出し適切に活用している		
	▲ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月	¥527	50	上記に加え疾病の状況等も提出		
	○ 日常生活継続支援加算/日	¥379	36	新規入所者の介護4、5の割合が70%以上 介護福祉士の割合が入所者6名につき1名の配置		
	○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+各加算額の総単位数×8.3%			介護職員の処遇改善	
	○ 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本額+各加算額の総単位数×2.7%			介護職員等の処遇改善	
○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	基本額+各加算額の総単位数×1.6%			介護職員等の処遇改善		
加算額	○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/日	¥231	22	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が80/100以上		
	○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)/日	¥189	18	看護・介護職員のうち介護福祉士の占める割合が60/100以上		
	○ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)/日	¥63	6	看護・介護職員総数のうち常勤職員が75/100以上を占める		
	▲ ADL維持加算(Ⅰ)/月	¥316	30	6か月間のADL値を測定しLIFEへ報告、改善率が一定以上の場合翌1年間毎月算定		
	▲ ADL維持加算(Ⅱ)/月	¥527	50	上記に加え医療情報も追加する		
	加算額	入院時、外泊時加算	¥2,592	246	入院、外泊をした場合1月に6日を限度に加算	
		初期加算	¥316	30	入所、1カ月以上入院し再入所した場合30日を限度に加算	
		看取り介護加算	当日	¥13,491	1,280	看取り計画を作成、管理した利用者が施設で死亡 常勤看護師1名以上の配置と24時間の連絡体制、施設整備
			前日、前々日	¥7,167	680	
			4日前~30日前	¥1,517	144	
45日前~31日前			¥758	72		
認知症行動・心理症状緊急対応加算		¥2,108	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算		
個別機能訓練加算(Ⅰ)/月		¥126	12	専従の機能訓練士を配置し個別機能訓練計画に基づき訓練を行っている場合		
個別機能訓練加算(Ⅱ)/月		¥210	20	上記に加えLIFEへ状況を提出しフィードバックを活用		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)/3月		¥1,054	100	PTから助言を受け個別機能訓練計画を作成、目標に応じた適切な対応		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)/月		¥2,108	200	PTが訪問してリハビリを実施且つ個別機能訓練加算を算定		
自立支援促進加算/月		¥3,162	300	入所時に医師が医学的評価を行い3ヶ月ごとに支援計画の見直し、評価結果をLIFEへ提出		
若年性認知症者受入加算/1回		¥1,264	120	若年性認知症を受け入れた場合		
退所前後訪問相談援助 各1回		¥4,848	460	退所に係る相談援助(変更前は前後で1回)		
退所時相談援助/1回		¥4,216	400			
退所前連携加算/1回		¥5,270	500			
再入所時栄養連携加算/1回		¥2,108	200	病院からの退院時、栄養状態が変わり病院の管理栄養士と連携した栄養計画を策定		
経口維持加算(Ⅰ)/月		¥4,216	400	経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の下、管理栄養士が栄養管理を行う		
経口維持加算(Ⅱ)/月		¥1,054	100	(Ⅰ)を算定しており多職種において食事の会議等に歯科医師等が加わった場合		
経口移行加算/日		¥295	28	経管により栄養摂取している利用者が計画作成、管理のもと経口摂取を実施		
療養食加算/日	¥242	23	医師より発行された食事せんに基づく療養食の提供			
口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月	¥948	90	歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを実施、必要に応じて職員へ技術指導			
口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月	¥1,159	110	上記に加えLIFEへの情報提供を行いフィードバックを活用			
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/月	¥31	3	利用者ごとに褥瘡リスクを評価し計画を作成/見直し/定期的な記録を行う。且つLIFEに全利用者の情報提供			
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/月	¥137	13	入所時に(Ⅰ)によりリスクのある利用者が褥瘡発生していないこと			
排泄支援加算(Ⅰ)/月	¥105	10	排泄介護者の介護状態軽減見込み医師と連携して評価/計画/支援且つLIFEへ情報提供			
排泄支援加算(Ⅱ)/月	¥158	15				
排泄支援加算(Ⅲ)/月	¥210	20				
在宅、入所相互利用加算/日	¥421	40	在宅の方が3ヶ月を限度として複数名で居室を利用			
感染症等による個室利用			個室料金 医師の判断により30日を限度に基本料金算定			
著しい精神症状による個室利用			個室料金 医師の判断により基本料金算定			
認知症ケア専門加算(Ⅰ)/日	¥31	3	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議			
認知症ケア専門加算(Ⅱ)/日	¥42	4	上記に加え指導者研修終了者と研修計画の作成と実施			
精神科医加算/日	¥52	5	月2回以上精神科医による療養指導が行われている場合			

個別加算です
条件に該当する方
のみ加算となります

2. その他の費用

(1) 居住費・食費 (1日)

負担限度額認定の段階			※注1 居住費 (円)		※注2 食費 (円)
			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階		課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	370	420	390
第3段階①		第1、第2段階以外の方	370	820	650
第3段階②			370	820	1,360
第4段階	上記以外の方		1070	1480	1,900

※ 外泊及び入院中も居住費はお支払いいただきます。

(2) その他のサービス費 (自己負担となります)

サービス内容	利用料金
日用品費	実費
教育娯楽費 (外出行事費) (クラブ活動費)	1行事につき¥1,000
健康管理費	材料費の実費
健康管理費	予防接種等実費
預かり金の出納に関する費用 ※注3	1カ月につき¥1,500
私物の洗濯代	外部クリーニング店を利用した場合実費
理美容代	実費
特別な食事	実費
通院介助	施設車両利用の場合は協力医療機関迄の距離を減じて往復5km以内¥1,400、10km以内¥2,800。これ以上の場合1km毎に¥280加算し高速代は別途実費 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます
入院期間中の援助等での付き添い	4時間未満¥6,500 + 1時間毎に¥1,000の加算し交通費は別途実費
外出介助 (送迎含む)	通院介助に同じ
旅行の付き添い	付き添い1名につき1日¥10,000とし、交通費は別途実費 (施設車両使用の場合は通院介助と同額)
電気代 (1日あたり)	持ち込み電化製品1品あたり¥30

介護サービス費の自己負担額の概算式 (例)

介護度	要介護5	部屋の種別	多床室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	-------	---------	----------	------

	単位	日	1カ月当たり (単位)	
基本額	847	× 31	=	26257
日常生活継続支援加算	36	× 31	=	1116
看護体制加算Ⅰ	4	× 31	=	124
夜間職員配置加算Ⅲ	16	× 31	=	496
栄養ケアマネジメント強化加算	11	× 31	=	341
科学的介護推進体制加算Ⅱ				50
介護職員処遇改善加算Ⅰ	28384	× 0.083	=	2356
介護職員特別処遇改善加算Ⅰ	28384	× 0.027	=	766
介護職員等ベースアップ等支援加算	28384	× 0.016	=	454
合計単位数				31960

$31,960 \times 0.1 = ¥ 33,685$ (小数点以下切り捨て)
 $31,960 \times 0.2 = ¥ 67,371$ (小数点以下切り捨て)
 $31,960 \times 0.3 = ¥ 101,057$ (小数点以下切り捨て)
 (地域区分加算) (自己負担割合) (自己負担金)

※ 看護体制加算Ⅰ、夜勤職員配置加算Ⅲを算定した場合です。(施設の体制により各加算が変更になる場合あり)

※ 自己負担金は保険負担分を引いた1割又は2割又は3割負担となるため上記計算と誤差が生じることがございます。

※ 毎月のご利用料金は $\boxed{\text{この介護サービス費} + \text{※注1 室料} + \text{※注2 食費} + \text{※注3 出納管理料}}$ になります。

※ 居住費と食費は負担限度額認定の段階により変わります(その他の費用(1)を参照)